

図書館協議会委員の委嘱及び任命について

名張市立図書館設置条例(昭和44年条例第8号)第5条の規定に基づく図書館協議会委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行う。

平成29年9月25日提出

名張市教育委員会  
教育長 上島 和久

図書館協議会委員の委嘱・任命について

図書館協議会委員の任期満了に伴う次期委員の委嘱・任命については、次のとおりといたしたい。

任期：平成29年10月1日から平成31年9月30日まで

	氏 名	備 考
学校教育関係者	今村 洋子（再任）	校長会代表（箕曲小学校）
社会教育関係者	澤田田鶴子（再任）	社会教育委員
家庭教育関係者	稲森 洋子（再任）	元市立保育所長 小学校読書支援ボランティア
学 識 経 験 者	木村ユミ子（新任）	元名張市立図書館長 第三次名張市子ども読書活動推進計画 策定検討委員会委員長
”	中畑智恵美（再任）	元家庭文庫代表、 第三次名張市子ども読書活動推進計画 策定検討委員会委員
”	中川 清 裕（再任）	三重県立図書館主査
”	渡 邊 恵 子（新任）	名張青峰高等学校・名張西高等学校 学校司書

改正

昭和62年3月25日条例第15号

平成19年12月26日条例第39号

平成24年3月29日条例第14号

名張市立図書館設置条例

(設置)

第1条 本市に図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定により図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 前条の図書館の名称及び位置を次のように定める。

名称 名張市立図書館

位置 名張市桜ヶ丘3088番地156

(職員)

第3条 図書館に次の職員を置く。

館長 1名

司書 若干名

司書補 若干名

その他必要な職員 若干名

(協議会)

第4条 法第14条の規定により、図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、名張市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に必要な規定は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年 3 月25日 条例第15号）

この条例は、公布の日から起算して100日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
（昭和62年 6 月教育委員会規則第 3 号で、同62年 7 月 1 日から施行）

附 則（平成19年12月26日 条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月29日 条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名張市立図書館設置条例の図書館協議会（以下「従前の図書館協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日、この条例による改正後の名張市立図書館設置条例（以下「新条例」という。）の図書館協議会の委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、同日における従前の図書館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。